

広島県告示第百十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定によつて、昭和四十年広島県告示第六百七十二号で指定し、平成十七年広島県告示第七百五十一号で変更した広島港広島地区（その一）の港湾隣接地域を次のとおり変更する。

平成三十一年二月二十五日

広島港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

基点一から基点二一までの各点を順次結んだ線、基点二二から基点二五を結んだ線及び最大高潮時の水際線により囲まれた区域。

二 点の位置（基点、補助点の表示角度は真北による。）

基準点 四等三角点 観音（広島市西区観音新町四丁目二八七四番九六地）（北緯三四度二一分三〇秒、東経一三二度二五分〇三秒、標高四・一五メートル）

基点一	基準点から三〇度四二分一九秒の方向	一六二八・二六メートルの点
基点二	基点一から二〇六度四一分〇二秒の方向	四・〇〇メートルの点
基点三	基点二から一一八度四一分一九秒の方向	九・〇〇メートルの点
基点四	基点三から一六三度四分四六秒の方向	三・〇〇メートルの点
基点五	基点四から二〇八度四一分一九秒の方向	八〇・〇〇メートルの点
基点六	基点五から二〇八度四一分一九秒の方向	一三四・〇〇メートルの点
基点七	基点六から二九八度四一分二六秒の方向	八・〇〇メートルの点
基点八	基点七から二〇八度四一分一九秒の方向	三六八・〇〇メートルの点
基点九	基点八から二五二度四一分二四秒の方向	三・〇〇メートルの点
基点一〇	基点九から二九六度四一分二四秒の方向	三・〇〇メートルの点
基点一一	基点一〇から二〇五度四一分一七秒の方向	〇・五〇メートルの点
基点一二	基点一一から二九二度四一分二二秒の方向	三八・〇〇メートルの点
基点一三	基点一二から二〇八度四一分一九秒の方向	五九九・〇〇メートルの点
基点一四	基点一三から二一一度四一分二二秒の方向	一〇・〇〇メートルの点
基点一五	基点一四から二〇八度四一分一九秒の方向	一二〇・〇〇メートルの点
基点一六	基点一五から二一一度四一分二二秒の方向	一〇・〇〇メートルの点
基点一七	基点一六から二〇八度四一分一九秒の方向	一〇一・〇〇メートルの点
基点一八	基点一七から二九八度二〇分五一秒の方向	二・八四メートルの点
基点一九	基点一八から二〇九度〇八分四二秒の方向	七四・五〇メートルの点
基点二〇	基点一九から二一九度二二分三六秒の方向	一一七・〇八メートルの点
基点二一	基点二〇から二二九度二四分一秒の方向	一一・一〇メートルの点
基点二二	基準点から二八一度〇八分〇三秒の方向	七一一・二九メートルの点
基点二三	基点二二から三〇度四二分一九秒の方向	五・〇〇メートルの点

基点二四 基点二三から二九八度三三分三八秒の方向 一七六・九メートルの点
基点二五 基点二四から二〇八度三三分三八秒の方向 五・〇メートルの点